

刈払機取扱作業安全衛生教育

(労働安全衛生法第59条第3項及び安全衛生特別教育規定第10条準拠)

岩内地域人材開発センターでは、『刈払機取扱作業安全衛生教育』講習を開催します。

従業員等に刈払機（草刈機）を使用させる業務につかせる場合は、労働安全衛生法に基づいた教育を受講させる必要があります。

刈払機取扱作業者に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するため安全衛生を実施し、規定の教育を修了された方には修了証を交付します。

日 程	令和4年6月29日（火）
時 間	8時30分～16時30分（講習終了後、修了式を15分程度行います）
対 象 者	刈払機を使用する業務に従事する方
受 講 要 件	特になし
定 員	20名（最低実施申込者10名）
申 込 締 切	6月17日（金）17時まで
受 講 料	12,000円（申込締切日までにご持参願います）
開 催 場 所	岩内地域人材開発センター 岩内町字東山8番地16
委 託 先	コマツ教習所(株) 北海道センタ
申 込 方 法	申込締切日までに「職業講習受講申込書」と「特別教育・安全衛生教育受講申込書」を記入のうえ、当センターまで持参ください。 ＜添付書類＞ ・写真（3×2.4cm）1枚【裏面に氏名を記入】 ・運転免許書のコピー
備 考	受験票は、コマツ教習所(株)北海道センタより直接郵送されます。 修了証は講習後日、コマツ教習所(株)北海道センタより郵送されます。 当日は、運転免許証、印鑑を持参ください。



お申し込み・お問合せは岩内地域人材開発センターまで

～人を通じて地域づくり・企業づくり・笑顔づくり～

職業訓練法人 岩内地域人材開発センター運営協会

TEL 0135-62-2183 FAX 0135-62-2867

<http://www.iwanai.ac.jp>

受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくこととなります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

第1条(受講料の支払い) 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

第2条(役務の提供) 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

第3条(写真撮影) 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

第4条(安全等) 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りは、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、けっして乱暴な運転・操作はしないでください。

第5条(態度) 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

第6条(体調管理) 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

第7条(服装) 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

第8条(未修了及び失格) 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認められた行為

第9条(講習の中断及び中止) 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求められません。

第10条(損害賠償) 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。